明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一五）　一
○国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則の一部を改正する省令（財務七〇）　七
〔告示〕
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（厚生労働四九五）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
税理士登録者・証票無効・登録まつ消、平成二十一年度公害防止管理者等国家試験合格者の公示、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八七
会社その他
会社決算公告　八八
八九

省令

○総務省令第百十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十五日

総務大臣　原口　一博

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十八号まで、第二十四号、第三十号、第三十一号、第三十四号、第三十八号、第四十号及び第五十号」を「第十七号まで、第二十三号、第二十九号、第三十号、第三十二号、第三十七号、第三十九号及び第四十九号」に改め、同号の表第一号中「二四三、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に改め、同表第五号中「（災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第三項の規定に基づき平成十六年に発生した災害に係る同条第一項の地方公共団体として告示された道府県が借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額にあつては〇・九五）」を削り、同表第八号三中「、産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業（以下この号及び第四条第一項第一号の表第六号において「自然災害防止事業等」という。）」及び「自然災害防止事業に係るものについては、」を削り、「次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率」を「〇・二八五」に改め、「の合算額」を削り、同号四中「自然災害防止事業等」を「自然災害防止事業」に、「前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率」を「〇・二八五」に改め、「の合算額」を削り、同表第十号一中「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の下に「（平成七年法律第十六号）」を加え、「第三条第一項第三号イの表第十三号」を「第三条第一項第三号イの表第十二号」に改め、同号二中「二七四円」を「二七九円」に、「一七四円」を「一七二円」に改め、同表第十一号一中「上欄に掲げる区分一に係る病床の数が九十九を超えるときは、九十九」を「次表第一号又は第二号の上欄に掲げる病院の病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた病床の数に二を乗じて得た数」に改め、同号一の表を次のように改める。

区分	病床の数	額
一　その有する病床が主として医療法第七条第二項に規定する一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）である一般病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	一般病床等の数及び結核病床又は精神病床（医療法第七条第二項に規定するものをいう。以下「結核病床等」という。）の数の合計数（ただし、結核病床等を有する場合であつて、合計数が百を超えるときは、百から一般病床等の数を控除して得た数（負数となるときは、零とする。）を上限として結核病床等の数を加える。）	一、二三〇、〇〇〇円